

1. はじめに

森泰吉郎記念研究振興基金を頂戴し、本基金の趣旨を理解した上で、有意義な研究活動資金として使用した。以下では、まず、実際に行った種々の調査について詳述する。次に、得られた知見を踏まえ、今後の展望を提示する。

2. 調査報告

実施した調査は、(1)ジャーナル3誌のトレンド分析と(2)神奈川県厚木市役所に対するインタビュー調査、(3)政令指定都市における行政評価に関する情報公開の充足度についての調査、(4)外部評価の見学および閲覧、(5)外部評価導入自治体の事例研究である。以下では、それぞれの調査について詳述する。

(1)ジャーナル3誌のトレンド分析

筆者は自身の研究分野に密接するジャーナル3誌、すなわち、①日本評価研究（日本評価学会）、②地方自治研究（日本地方自治研究学会）、③年報自治体学（自治体学会）について、それぞれのトレンドを分析した。

なお、各ジャーナル誌の分析に当たっては、a.当該ジャーナル誌を採用した理由、b.分析手法、c.分析結果と考察の順に進めていくこととする。

①日本評価研究（日本評価学会）

a.本ジャーナル誌を採用した理由

筆者が研究テーマとする行政評価を専門的に取り上げる唯一のジャーナル誌であるため（ただし、本誌は行政評価以外の「評価」も取り上げている）

b.分析手法

分析に当たり、まず、本誌に掲載された全論文の概要一覧を作成した（図表1を参照）。なお、「評価の種類」や「分野」、「対象」、「主旨（意義・手法・現状・課題）」、「理論・実務」といった分類基準は、筆者が全論文を精読していく過程で独自に設定をした。次に、「分類基準の軸」と「刊行年の軸」から成るマトリックスを作成し、頻度や傾向を分析するための基礎を築いた（図表3、4、5、6、7を参照）。なお、本誌が1年に2刊、発行されていることに着目して、分析期間を各年とした。最後に、具体的な「評価の種類」と「分野」それぞれについて、「主旨の軸」と「刊行年の軸」から成るマトリックスを作成し、当該評価の種類や当該分野における流行りや研究の流れを把握するための基礎を築いた（図表8、9を参照）。なお、分析の便宜上、それぞれのマトリックスにおける分析期間は3年ごととし（ただし、2010年～2011年のみ2年とした）、分析対象とする具体的な「評価の種類」や「分野」は、分析に資する観察数を確保するために、図表3、4において灰色で示したものに限定をした。

c.分析結果と考察

・「評価の種類」

図表3を見て分かる通り、「評価の種類」では、行政評価、政策評価、プロジェクト評価、評価一般が相対的に多く、創刊当初から毎年のように取り上げられている。ただし、政策評価およびプロジェクト評価に関しては、近年は取り上げられていない。

近年における「評価の種類」のトレンドは、掲載された論文の数が少ないため読みにくく、今後の動向に注目する必要がある。

・「分野」

図表4を見て分かる通り、「分野」では、開発援助が群を抜いて多く、その後に環境、教育、医療と続く。環境と教育は、創刊当初においてはほとんど取り上げられなかったが、ここ5～6年では、比較的頻繁に取り上げられている。これは、環境と教育といった時宜にかなったテーマについて投稿した者が多かったために、結果的に採択された数も多くなったこと

によるものであると考えられる。実際に、図表 2 を見て分かる通り、環境と教育が取り上げられている数の多い 2006 年と 2007 年に、それぞれ環境と教育の評価についての特集が組まれている。

・「対象」

図表 5 を見て分かる通り、「対象」では、地方自治体、開発途上国が群を抜いて多い。これは、先の「評価の種類」において、地方自治体の文脈で議論されることの多い行政評価の数や開発途上国の文脈で議論されることの多いプロジェクト評価の数が、また、「分野」において、開発途上国の文脈で議論されることの多い開発援助や医療、教育の数が相対的に多いことによるものであると考えられる。

・「主旨」

図表 6 を見て分かる通り、「主旨」では、手法が頻繁に相対優位となっている。また、創刊当初は意義や現状、課題が相対優位で、その後、手法が相対優位となったが、近年では、再びこれらが相対優位となってきている。これは、創刊当初、日本に「評価」という概念の認識があまりにも希薄であったために、具体的な評価手法以前に、評価の意義や現状、課題を訴える必要性があったが、評価手法がある程度普及した段階で、再び評価の意義や現状、課題の重要性が認識されてきていることによるものであると考えられる。

・「理論・実務」

図表 7 を見て分かる通り、「理論・実務」では、2006 年および 2009 年を除いて実務が圧倒的に多い。これは、図表 2 に掲げた特集では理論面に焦点を当てる一方で、それ以外では実務面に焦点を当てることで、学会誌として理論面と実務面のバランスを取っていることによるものであると考えられる。

・「評価の種類」における流行りや研究の流れ

図表 8 を見て分かる通り、「行政評価」では現状が、「評価一般」では手法がそれぞれ頻繁に相対的に多くなっている一方で、「政策評価」や「プロジェクト評価」では特異な傾向は見られない。前者については、その形骸化が随所で指摘される「行政評価」について学者や自治体職員がその現状を、「評価一般」について学者が手法のあるべき姿をそれぞれ議論しており、この傾向が創刊当初から一貫していることによるものであると考えられる。

・「分野」における流行りや研究の流れ

図表 9 を見て分かる通り、「開発援助」では手法が頻繁に相対的に多くなっている一方で、「環境」や「医療」、「教育」では特異な傾向は見られない。前者については、開発援助の分野において評価を実施することの意義や現状、課題を既に認識している専門家や JICA などの開発援助機関が具体的な評価手法を議論しており、この傾向が創刊当初から一貫していることによるものであると考えられる。

② 地方自治研究（日本地方自治研究学会）

a.本ジャーナル誌を採用した理由

筆者が研究テーマとする行政評価は、地方自治における重要課題の 1 つであるため、地方自治に関する論文を専門的に取り上げる本誌が適当であると判断し、分析対象として採用した。

b.分析手法

分析に当たり、まず、本誌に掲載された全論文の概要一覧を作成した（図表 10 を参照）。なお、「分野」、「主旨（意義・手法・現状・課題・提言）」、「理論・実務」といった分類基準は、筆者が全論文を精読していく過程で、独自に設定をした。次に、「分類基準の軸」と「刊行年の軸」から成るマトリックスを作成し、頻度や傾向を分析するための基礎を築いた（図表 11、12、13 を参照）。なお、分析の便宜上、分析期間を 3 年ごととした（ただし、2009 年～2012 年のみ 4 年間とした）。最後に、具体的な「分野」について、「主旨の軸」と「刊行年の軸」から成るマトリックスを作成し、当該分野における流行りや研究の流れを把握するための基礎を築いた（図表 14 を参照）。なお、分析の便宜上、それぞれのマトリックスにおける分析期間は 6 年ごととし（ただし、2009 年～2012 年のみ 4 年間とした）、分析対象とする「分野」は、分析に資する観察数を確保するために、図表 11 において濃い灰色と薄い灰色で示した内、それぞれの上位 3 つに限定をした。

c.分析結果と考察

・「分野」

図表 11 に濃い灰色で示した通り、「分野」では、公会計、行政評価、情報、行政サービス、広域行政が創刊当初もしく

は1990年代から継続的に取り上げられている。特に、公会計は創刊当初から現在に至るまで、絶え間なく重要な分野となっている。また、薄い灰色で示した通り、ここ数十年では、行政改革や住民参加、地方分権、地方制度、NPO、計画行政が、地方自治に関する研究においてホットな分野になっていると考えられる。

・「主旨」

図表12を見て分かる通り、「主旨」では、現状と課題で相対優位の全てを占めている。また、意義や手法と比較すると、提言の数が多い。実際に、論文の構成を見ると、まず、論文投稿者の関心のある分野の現状と課題を述べて、最後に望ましいあり方や解決策に対する提言をしていることが分かる。この論文構成方法は、地方自治に関する研究では、典型的な型のようなものである。

・「理論・実務」

図表13を見て分かる通り、「理論・実務」では、実務が理論を圧倒している。本学会は、「地方自治の科学化、近代化、民主化のための理論および政策等の調査研究をすすめる、地方自治の発展に寄与すること」を目的としているが、実際には、「主旨」で述べたように、論文投稿者の関心のある分野の現状や課題の記述、望ましいあり方や解決策の提言に終始しており、実務レベルでの議論に留まっている。

・「分野」における流行りや研究の流れ

図表14を見て分かる通り、「公会計」では課題が、「行政評価」および「地方分権」では現状が、「行政サービス」では提言が、それぞれ頻繁に相対的に多くなっている一方で、「住民参加」および「地方制度」では特異な傾向は見られない。前者については、現行の「公会計」制度の欠陥について公認会計士がその課題を、1996年に三重県庁が日本の自治体として初めて導入した「行政評価」について学者や自治体職員がその現状を、2000年に施行された地方分権一括法（「地方分権」の核）について学者がその現状を、「行政サービス」供給のあるべき姿について学者や自治体職員が提言をそれぞれ議論しており、この傾向が1990年代（「行政評価」および「地方分権」については1997年頃）から一貫していることによるものであると考えられる。

③年報自治体学（自治体学会）

a.本ジャーナル誌を採用した理由

本誌は地方自治に関する論文を専門的に取り上げており、②で分析した「地方自治研究（日本地方自治研究学会）」と比較することでより深く洞察をすることができると考え、本誌を分析対象として採用した。

b.分析手法

本誌では、他の2誌と異なり、本学会の編集部会が毎年のテーマを決め、そのテーマに則った論説や公募論文が展開されている。そこで、本誌に掲載された論説や公募論文を精読し、当該年度のテーマとその背景および当該年度の「地方自治研究（日本地方自治研究学会）」で最も多く取り上げられた分野の一覧を作成して、本誌と「地方自治研究（日本地方自治研究学会）」を比較する基礎を築いた（図表10、15を参照）。

c.分析結果と考察

図表15を見て分かる通り、1999年を除いて、本誌と「地方自治研究（日本地方自治研究学会）」のテーマ（分野）は重なっていない。これは、それぞれのジャーナル誌の刊行に対する考え方の違いによるものであると考えられる。すなわち、本誌は、本学会の研究部会が地方自治に関する様々な文脈の中から、当該年度において最もふさわしいと考えられるテーマを決定し、そのテーマに則った論説を依頼したり論文を公募したりしているが、「地方自治研究（日本地方自治研究学会）」では、査読は行うものの、特にテーマは設けておらず、論文投稿者の関心事や問題意識に任せている。

このことを考慮すると、1999年に環境および行政評価について両誌のテーマ（分野）が重なったことは、いかに両分野の関心が地方自治関係者（学者や自治体職員、実務家など）にとって大きかったのかを想起させる事実である。特に、1999年の「テーマの背景」を見ると、1996年に三重県庁が日本の自治体として初めて導入した行政評価のインパクトの大きさを強く感じさせる。図表11を見ると、行政評価は1999年頃から、地方自治において絶えず重要なテーマ（分野）となっており、そのインパクトの大きさは現在においても継続していることが分かる。

No.	刊行年月	掲載内容 ¹	評価の種類 ²	分野・対象 ³		主旨 ⁴	理論・実務 ⁵
				分野	対象		
1	2001/07	研究論文	行政評価	—	地方自治体	行政評価の 現状と課題	理論
2		研究論文	ODA 評価	開発援助	—	ODA 評価の 現状 と社会・ジェンダー視点に立った ODA 評価の 意義	実務
3		研究論文	政策評価	—	中央府省	中央府省における政策評価の 現状	実務
4		研究論文	参加型評価	開発援助	—	参加型評価の 手法と課題	理論
5	2001/12	研究論文	政策評価	社会政策	ネパール・タイ	政策を社会・ジェンダー視点から評価する際の 課題	理論
6		研究論文	行政評価	—	地方自治体	行政評価の 現状と手法	理論
7		研究論文	プロジェクト評価	開発援助	パラグアイ	既存の評価枠組みに質的な側面の変化を取り入れるための 手法	実務
8		研究ノート	行政評価	—	地方自治体	行政評価の 現状と手法	理論
9		研究ノート	行政評価	—	地方自治体	施策レベルで評価を実施する 意義	実務
10		研究ノート	行政評価	—	公的部門	公的部門における行政評価の 現状と課題	実務
11		実践・調査	行政評価	—	地方自治体	三重県における行政評価の 現状と課題	実務
12		実践・調査	政策評価	—	中央府省	国土交通省における政策評価の 手法	実務
13		実践・調査	プロジェクト評価	開発援助	—	プロジェクト評価の 手法と課題	理論
14	2002/06	研究論文	評価一般	—	—	評価者訓練の 現状と課題	実務
15		研究論文	プログラム評価	開発援助	—	手法 としての PTM(プログラム・セオリー・マトリックス)と 意義	理論
16		研究ノート	行政評価	—	地方自治体	行政評価の 現状と課題	理論
17		研究ノート	プロジェクト評価	開発援助	東アフリカ	ジェンダー視点に立ったプロジェクト評価とジェンダー・メインストリーミングの 意義	実務
18		研究ノート	ODA 評価	開発援助	バングラデシュ	ODA 評価をマクロ経済指標へのインパクトに集約させる 意義と課題	実務
19		実践・調査	評価一般	—	—	評価 手法 と 意義	実務
20	2002/09	研究論文	政策評価	留学生政策	インドネシア	留学生政策の 現状と課題	実務
21		研究ノート	政策評価	環境	地方自治体	野生動物問題を対象としたコンジョイント分析による評価の 意義と課題	実務
22		実践・調査	メタ評価	開発援助	—	既存評価の 課題 とメタ評価の 意義	実務
23		実践・調査	プログラム評価	開発援助	—	協力プログラム評価の 手法と課題	実務
24	2003/03	研究ノート	公共投資評価	公共投資	地方自治体	公共投資におけるヘドニック・アプローチによる評価 手法	理論
25		研究ノート	外部評価	行政サービス	イギリス	外部評価の 現状と意義	理論
26		実践・調査	インパクト	医療	開発途上国	官民連携のインパクト評価に対する	実務

			評価			フィードバックと課題	
27	2003/09	研究論文	参加型評価	開発援助	インド ネシア	「市民参加型」二次評価の 手法と意義	実務
28		研究論文	政策評価	教育	開発途上国	途上国における教育投資の 現状と課題	実務
29		研究ノート	評価一般	—	—	評価に当たって専門分野や職業に 精通することの 意義	実務
30		研究ノート	評価一般	—	—	既存の社会指標を実務的に 有効な形式に変換する 手法	実務
31		研究ノート	行政評価	—	地方自治体	新しい評価者モデル構築の 意義	実務
32		研究ノート	外部評価	行政 サービス	地方自治体	外部評価結果を施策に 反映させる 手法	実務
33		実践・調査	プロジェクト 評価	—	インド ネシア	政策策定の促進に貢献しうる、 ジェンダー視点に立った プロジェクト評価の 現状	実務
34	2004/03	研究論文	政策評価	リスク	—	統計的生命価値の推定 手法	理論
35		研究論文	政策評価	—	中央府省	評価概念を新たに位置付けること および施策業績報告書を予算の 編成と決定に使うことの 意義	理論
36		研究ノート	行政評価	—	地方自治体	バランス・スコアカード理論を 活用した自治体経営統合 フレームワークの 手法と課題	理論
37		研究ノート	政策評価	行政 サービス	地方自治体	コミュニケーション成果指標を 行政活動へ導入することの 意義	理論
38		実践・調査	行政評価	—	地方自治体	ローカルマニフェストが行政評価に 与える影響の 現状と課題	実務
39		実践・調査	評価一般	医療	開発途上国	リフェラル構造の中での比較評価と 同格の医療施設での比較評価を 併用する 意義と課題	実務
40	2004/09	研究論文	政策評価	開発援助	開発途上国	ジェンダー視点に立った 政策分析の 現状と手法	実務
41		研究論文	プログラム 評価	人材育成	開発途上国	開発途上国に対する 研修プログラムの 現状と意義	実務
42		研究論文	外部評価	—	イギリス	イギリス会計検査院による 外部評価の 現状と意義	実務
43		研究論文	政策評価	留学生政策	インドネシ ア・タイ	留学生政策の評価 手法と現状	実務
44		研究ノート	プロジェクト 評価	医療	ネパール	結核対策プロジェクトにおける 評価の 現状と課題	実務
45		実践・調査	プロジェクト 評価	医療	中南米	シャーガス病対策プロジェクトに おける評価の 現状と課題	実務
46	2005/03	研究論文	外部評価	—	—	評定データにおいて、定量化された 指標の客観性を向上させるために	実務

						評定の個人差を除去した指標を算出する因子分析モデルの 意義	
47		研究ノート	行政評価	—	地方自治体	理論着眼型評価思考による行政評価の 意義	理論
48		実践・調査	プログラム評価	開発援助	開発途上国	既存の評価 手法 に貢献の視点を加えた、国別プログラム評価を改善しうる実践的な評価 手法	実務
49		実践・調査	政策評価	行政サービス	中央府省	道路行政における政策評価の 現状と課題	実務
50	2005/09	研究論文	行政評価	—	地方自治体	行政分野を横断する総体的行政評価の 手法	理論
51		研究ノート	ODA 評価	開発援助	開発途上国	ODA 評価の 現状と課題	実務
52		研究ノート	プロジェクト評価	開発援助	開発途上国	社会的弱者のエンパワメント効果の評価 手法	理論
53	2006/03	研究論文	政策評価	環境	—	能力評価基準を能力評価に係るフレームワークに位置付けた能力評価 手法	理論
54		研究論文	インパクト評価	教育	インドネシア	地方分権化が教育現場に与えるインパクトの測定 手法	実務
55		研究論文	ODA 評価	開発援助	開発途上国	ODA 評価の 現状と課題	実務
56		研究論文	政策評価	留学生政策	—	留学生政策において標準化した効果単位を用いる定量的評価 手法	理論
57		研究論文	政策評価	情報流通	—	情報政策や住民参加政策の評価 手法	理論
58		研究論文	行政評価	—	地方自治体	行政評価の波及と生成過程の 現状	理論
59		研究ノート	プロジェクト評価	教育	開発途上国	開発途上国における学校建設プロジェクトの評価 手法	理論
60		実践・調査	評価一般	人材育成	—	実用重視評価の 意義と課題	理論
61	2006/09	研究論文	評価一般	環境	—	大気質改善に係る社会的環境管理能力の 現状と課題	理論
62		研究論文	行政評価	行政サービス	地方自治体	行政評価の導入による行政サービス向上の 現状	理論
63		研究論文	制度評価	環境	—	法制度の実態評価 手法	理論
64		研究論文	インパクト評価	教育	インドネシア	インドネシアにおける初等中等教育支援プロジェクトの評価 手法	理論
65	2007/03	研究論文	評価一般	教育	大学	授業評価の結果を効果的に授業改善に結び付ける 手法	実務
66		研究論文	評価一般	医療	ルーマニア	ルーマニアにおける緊急医療サービスの費用対効果分析 手法	実務
67		研究論文	評価一般	環境	—	大気質改善に係る社会的環境管理能力の 現状	理論
68		研究論文	政策評価	雇用	—	客観性担保評価の 現状と課題	実務
69		研究ノート	インパクト評価	環境	インド	インドの産業界に対する空気汚染制御政策のインパクト評価 手法	実務

70		研究ノート	内部評価	教育	大学	学士課程に関する教育観の違いを反映させる評価 手法	実務
71	2007/09	研究論文	プロジェクト評価	開発援助	開発途上国	プロジェクトの受益者に対する定性的調査実施の 意義	実務
72		研究ノート	インパクト評価	開発援助	モロッコ	参照点の変化を考慮したアンケート調査による効果測定 手法	理論
73		研究ノート	行政評価	—	地方自治体	事業仕分けの 課題 と解決 手法	実務
74	2008/03	研究論文	政策評価	雇用	—	現行の政策評価の 課題 と解決 手法	実務
75		研究論文	行政評価	—	地方自治体	評価結果の分かりやすさを確保するための対応の 現状	実務
76		研究論文	評価一般	環境	—	評価基準と評価形態を示すための能力開発を測定する 手法	実務
77		研究ノート	評価一般	—	—	評価の利用を議論し類型化する 意義	理論
78		研究ノート	プログラム評価	開発援助	ホンジュラス・ベトナム	当該国の文脈に則したアプローチとパートナー国の能力開発の 意義	実務
79		研究ノート	評価一般	—	—	短期訓練プログラムの 意義 と 課題	実務
80	2008/09	研究論文	インパクト評価	—	公的部門	電力セクター改革における各政策手段の影響を測定する 手法	理論
81	2009/03	研究ノート	評価一般	気候変動	—	気候変動問題の国際協力に関する評価 手法 と 課題	実務
82	2009/09	研究論文	評価一般	環境	—	大気質改善に係る社会的環境管理能力の測定 手法	理論
83		研究論文	評価一般	—	大学	学士課程における学生評価を統合する三次元分析 手法	実務
84		研究論文	プロジェクト評価	—	NGO	日本の NGO におけるアカウンタビリティの 意義 とアカウンタビリティ概念の類型化 手法	実務
85		研究論文	評価一般	—	—	評価利用の 手法	理論
86		研究論文	制度評価	—	法人	法人評価における制度設計の 現状 と 課題	理論
87	2010/03	研究ノート	行政評価	—	地方自治体	財務視点の指標の 現状 と顧客の視点も加えたフレームワークを活用する 意義	実務
88		実践・調査	参加型評価	教育	フィリピン	NGO における参加型評価の実施プロセスの 現状 と 課題	実務
89	2010/09	研究論文	エンパワメント評価	—	—	エンパワメント評価導入の 意義	理論
90		研究ノート	評価一般	気候変動	—	気候変動問題の国際協力に関する評価 手法 と 課題	実務
91	2011/05	実践・調査	評価一般	医療	開発途上国	国際援助機関による評価の 現状	実務
92	2011/11	研究論文	行政評価	—	地方自治体	創造型政策評価導入の 意義	実務
93		研究論文	インパクト	開発援助	開発途上国	プロジェクト効果に対する	理論

		評価		ガバナンスの影響を測定する手法	
--	--	----	--	-----------------	--

図表 1 日本評価研究（日本評価学会）に掲載された全論文の概要一覧（2001年7月～2011年11月）

- 1 日本評価学会によると、本誌に掲載される内容は、1)理論的、学術的考察を伴う「研究論文」および2)「研究ノート」、評価の実践や調査の3)「実践・調査」に分類される。
- 2 各論文を精読して評価の種類を判断した。
- 3 各論文を精読して分野や対象が明らかであれば記載した。
- 4 各論文を精読して主旨を記載した。なお、全論文を精読していく過程で、各論文の主旨は、「意義」、「手法」、「現状」、「課題」で述べられることに気付き、4つの内のいずれかもしくは複数を記載した。
- 5 各論文を精読して、理論面から述べているか、それとも実務面から述べているかを判断した。なお、学会誌では「研究論文」や「研究ノート」とされていても、明らかに理論的でない場合には「実務」と、また、明らかに実務的でない場合には「理論」と記載した。

No.	刊行年月	特集テーマ
1	2001/07	日本評価学会の課題と展望
2	2002/09	政策評価制度の現状と展望
3	2003/03	政府開発援助(ODA)における評価の新たな潮流
4	2003/09	評価手法の現状と課題
5	2004/03	ジェンダーの主流化とインパクト評価
6	2006/03	エビデンスに基づく評価の試み
7	2006/09	環境評価と政策評価
8	2007/03	教育評価
9	2008/03	自治体評価の10年
10	〃	Capacity Development and Evaluation
11	2008/09	非政府組織、非営利組織、市民社会組織と評価
12	2009/09	公共部門評価における NPM の影響
13	2010/03	エビデンスに基づく実践の世界的動向と日本における取り組み
14	2011/05	市民社会における NPO と評価の役割
15	2011/11	地方自治体ベンチマーキング：組織間比較の意義と可能性

図表 2 日本評価研究（日本評価学会）において特集された全テーマの一覧（2001年7月～2011年11月）

評価の種類 刊行年	行政評価	ODA評価	政策評価	参加型評価	プロジェクト評価	評価一般	プログラム評価	メタ評価	公共投資評価	外部評価	インパクト評価	制度評価	内部評価	エンパワメント評価	合計
	2001	6	1	3	1	2									
2002	1	1	2		1	2	2	1							10
2003	1		1	1	1	2			1	2	1				10
2004	2		5		2	1	1			1					12
2005	2	1	1		1		1			1					7
2006	2	1	3		1	2					2	1			12
2007	1		1		1	3					2		1		9
2008	1		1			3	1				1				7
2009					1	4						1			6
2010	1			1		1								1	4
2011	1					1					1				3
合計	18	4	17	3	10	19	5	1	1	4	7	2	1	1	93

図表3 「評価の種類」のトレンド

分野 刊行年	開発援助	社会政策	留学生政策	環境	公共投資	行政サービス	医療	教育	リスク	人材育成	情報流通	雇用	気候変動	合計
	2001	4	1											
2002	5		1	1										7
2003	1				1	2	1	1						6
2004	1		1			1	3		1	1				8
2005	3					1								4
2006	1		1	3		1		3		1	1			11
2007	2			2			1	2				1		8
2008	1			1								1		3
2009				1									1	2
2010								1					1	2
2011	1						1							2
合計	19	1	3	8	1	5	6	7	1	2	1	2	2	58

図表4 「分野」のトレンド

対象 刊行年	地方自治体	中央府省	開発途上国	公的部門	先進国	大学	NGO	法人	合計
	2001	5	2	2	1				
2002	2		3						5
2003	3		4		1				8
2004	3	1	6		1				11
2005	2	1	3						6
2006	2		4						6
2007	1		3		1	2			7
2008	1		1	1					3
2009						1	1	1	3
2010	1		1						2
2011	1		2						3
合計	21	4	29	2	3	3	1	1	64

図表5 「対象1」のトレンド

1 特定の地方自治体や国、団体などが対象となっている場合は、全てを1つの対象として統一した。

主旨 刊行年	意義	手法	現状	課題	合計
	2001	2(9.5%)	6(28.6%)	7(33.3%)	6(28.6%)
2002	6(31.6%)	3(15.8%)	3(15.8%)	7(36.8%)	19
2003	4(33.3%)	4(33.3%)	2(16.7%)	2(16.7%)	12
2004	5(23.8%)	4(19%)	7(33.3%)	5(23.8%)	21
2005	2(20%)	4(40%)	2(20%)	2(20%)	10
2006	1(6.7%)	7(46.7%)	4(26.7%)	3(20%)	15
2007	1(9.1%)	6(54.5%)	2(18.2%)	2(18.2%)	11
2008	3(33.3%)	3(33.3%)	1(11.1%)	2(22.2%)	9
2009	1(11.1%)	5(55.6%)	1(11.1%)	2(22.2%)	9
2010	2(28.6%)	1(14.3%)	2(28.6%)	2(28.6%)	7
2011	1(33.3%)	1(33.3%)	1(33.3%)	0(0%)	3
合計	28(20.4%)	44(32.1%)	32(23.4%)	33(24.1%)	137

図表6 「主旨1」のトレンド

1 資料中において、濃い灰色は「相対優位」を、薄い灰色は「相対中位」を意味している。

理論・実務 刊行年	理論	実務	合計
	2001	6	7
2002	2	8	10
2003	2	8	10
2004	4	8	12
2005	3	4	7
2006	10	2	12
2007	2	7	9
2008	2	5	7
2009	3	3	6
2010	1	3	4
2011	1	2	3
合計	36	57	93

図表7 「理論・実務」のトレンド

<行政評価>

主旨 刊行年	意義	手法	現状	課題	合計
	2001-2003	2	2	6	4
2004-2006	1	2	3	2	8
2007-2009	0	1	1	1	3
2010-2011	2	0	1	0	3
合計	5	5	11	7	28

<政策評価>

主旨 刊行年	意義	手法	現状	課題	合計
	2001-2003	1	1	3	4
2004-2006	2	6	3	1	12
2007-2009	0	1	1	2	4
2010-2011	0	0	0	0	0
合計	3	8	7	7	25

<プロジェクト評価>

主旨 刊行年	意義	手法	現状	課題	合計
2001-2003	1	2	1	1	5
2004-2006	0	2	2	2	6
2007-2009	2	1	0	0	3
2010-2011	0	0	0	0	0
合計	3	5	3	3	14

<評価一般>

主旨 刊行年	意義	手法	現状	課題	合計
2001-2003	2	2	1	1	6
2004-2006	2	0	1	3	6
2007-2009	2	7	1	2	12
2010-2011	0	1	1	1	3
合計	6	10	4	7	27

図表8 「評価の種類」の流行り・研究の流れ

<開発援助>

主旨 刊行年	意義	手法	現状	課題	合計
2001-2003	6	6	1	5	18
2004-2006	0	4	3	2	9
2007-2009	2	1	0	0	3
2010-2011	0	1	0	0	1
合計	8	12	4	7	31

<環境>

主旨 刊行年	意義	手法	現状	課題	合計
2001-2003	1	0	0	1	2
2004-2006	0	2	1	1	4
2007-2009	0	3	1	0	4
2010-2011	0	0	0	0	0
合計	1	5	2	2	10

<医療>

主旨 刊行年	意義	手法	現状	課題	合計
2001-2003	0	0	0	0	0
2004-2006	1	0	2	3	6
2007-2009	0	1	0	0	1
2010-2011	0	0	1	0	1
合計	1	1	3	3	8

<教育>

主旨 刊行年	意義	手法	現状	課題	合計
2001-2003	0	0	1	1	2
2004-2006	0	3	0	0	3
2007-2009	0	2	0	0	2
2010-2011	0	0	1	1	2
合計	0	5	2	2	9

図表9 「分野」の流行り・研究の流れ

No.	刊行年月	分野 ²	主旨 ³	理論・実務 ⁴
1	1985/11	公会計	地方自治研究の統合化 手法	理論
2		公会計	アメリカ公会計近代化の 現状	実務
3		公会計	地方自治体への財務会計導入の 意義と課題	実務
4		公会計	現行の公会計制度および監査制度に対する 提言	実務
5	1986/03	行政評価	地方自治の政策 課題	実務
6		行政評価	公企業の業績評価 手法	実務
7		公会計	地方自治体における財務会計制度の 現状と提言	実務
8	1987/03	地方債	地方債制度の 現状と課題	実務
9		公会計	地方公営企業の 現状 と収益の定義に対する 提言	実務
10		公会計	公企業における財務会計制度の改善に向けた 提言	実務
11		公会計	日本の公会計制度の 課題 とイギリスの公会計制度の 現状	実務
12	1988/03	行政改革	地方行政平準化の 意義	理論
13		公会計	利益供与型政治の 現状と課題	理論
14		地方債	地方債許可制廃止の 意義	実務
15		行政改革	行政情報化の 現状と課題	実務
16		開発	これからの都市開発の 課題	実務
17		公会計	地方自治体における財務情報開示の 意義	実務
18	1989/02	国際化	定住外国人に対する参政権付与への 提言	実務

19		国際化	定住外国人政策の 現状	実務
20	1989/09	公会計	地方財務制度改革への 提言	実務
21		公会計	地方財政の 現状 と財務公開の 意義	実務
22		公会計	地方公共団体における普通会計の 課題	実務
23		公会計	地方公営企業における公会計の 課題	実務
24		外部監査	イギリス外部監査制度の日本への適用に向けた 提言	実務
25	1990/03	情報公開	現行の情報公開制度の 課題	実務
26		開発	現在可能な地域開発の 手法	実務
27		情報	ソフト化社会における地方自治経営戦略の 現状 と 課題	実務
28		情報	地域情報化社会における 課題	実務
29	1991/08	アカウント ビリティ	公的アカウントビリティの 現状	理論
30		行政評価	行政に対する企業の社会監査に向けた 提言	実務
31		開発	都市開発における証券化の 手法 と地方債の市場化に向けた 提言	実務
32	1992/04	公会計	会計情報システムのメリットが発揮できる基礎条件構築に向けた 提言	理論
33		情報	行政情報システムを対象とする監査の 現状	実務
34		公会計	アメリカにおける年金会計基準の 現状	実務
35		行政 サービス	住民欲求多様化の 現状 と地方団体の 課題	実務
36	1992/08	開発	望ましい地域開発に向けた 提言	実務
37		広域行政	道州制のメリット・デメリットと議論の 現状	実務
38	1993/03	人事管理	公的組織における業績給制度の 現状 と 課題	理論
39		行政 サービス	住民欲求多様化・高度化の 現状	実務
40	1993/08	広域行政	広域行政の 現状 と 課題	実務
41		開発	東京湾の開発に発生している 課題 とその解決 手法	実務
42	1994/05	公共事業	公共事業の抱える 課題 とその解決 手法	実務
43		行政 サービス	行政目的により収集・蓄積された個人情報 の 地方公共財需要把握への活用 手法	実務
44		行政 サービス	地方公共団体に対する公共財需要の変遷を測定する 手法	実務
45		行政 サービス	ソフト化社会における公共サービス提供の 形成過程に関するフレームの 提言	実務
46		公会計	民衆向け財務報告の 現状 と 課題	実務
47	1994/08	行政経営	欧米諸国と比較した日本における行政経営の 現状 とあり方に対する 提言	実務
48		住民参加	住民参加の 現状 と 課題	実務
49		公会計	賃借対照表作成の 意義 と 課題	実務
50	1995/04	開発	地域開発政策の 現状	実務
51		開発	環日本海経済圏の 現状 と 課題	実務
52		住民参加	参加型行政の促進に寄与する情報開示制度の確立 および包括的外部監査制度導入の 意義	実務
53		人事管理	新しい人事管理制度導入の 現状 と改革への 提言	実務
54	1995/08	アカウント	アカウントビリティ概念の 課題	理論

		ビリティ		
55		開発	渦状縮小型地域における経済の 現状 と 課題	理論
56		人事管理	担当レベル職員のモチベーション向上 手法	理論
57		開発	都市開発にマーケティングを導入することの 意義 と 課題	実務
58		住民参加	地方自治研究への住民参加のまちづくりゲーム導入の 提言	理論
59	1996/05	危機管理	危機管理組織の 現状 と 課題	実務
60		行政 サービス	中小都市での下水道整備事業推進がもたらす 財政計画への 課題 と解決に向けた制度改革への 提言	実務
61		外部監査	地方自治体における外部監査制度の 課題	実務
62	1996/09	広域行政	自治体再編の方向性に対する 提言	実務
63		外部監査	監査委員制度改革に向けた 提言	実務
64		公共事業	バンコク首都圏における交通問題の 現状 と 課題	実務
65		人事管理	職員の昇進管理のあり方に対する 提言	理論
66		住民参加	まちづくりにおける住民参加の 現状 と協働によるまちづくりの促進 手法	実務
67	1997/06	外部監査	監査制度の強化と充実のための環境整備に対する 提言	実務
68		地方分権	地方分権に向けた財政面および税制面からの 提言	実務
69		地方分権	地方分権を進めていくための自治体における政策決定の 現状	実務
70		地方分権	地方分権改革の 現状 と 課題 および解決 手法	実務
71		地方制度	地方交付税から見る地方における経済社会的選好の 現状	実務
72	1997/09	行政評価	アメリカにおける戦略計画と 業績測定システムの 現状 と日本に向けた 提言	実務
73		開発	ソウル首都圏における開発と日本に向けた 提言	実務
74		地方分権	フランスにおける地域圏間の計画契約の 課題	実務
75	1998/03	地方分権	地方自治体における条例制定権の 現状	理論
76		外部監査	監査制度改革の 提言 と 手法	実務
77		外部監査	法令における外部監査人の 現状	実務
78		外部監査	監査制度の 課題 と改革に向けた 提言	実務
79		地域経済	グローバル化時代における国際社会との共存・共栄の 意義	実務
80		地方分権	中国における地方分権の 現状	実務
81	1998/09	公会計	民主主義社会における公会計教育の 意義	実務
82		情報公開	情報公開条例に基づく自己情報の開示に係る 課題	実務
83		NPO	行政から見た NPO の 現状 と 課題	実務
84		人事管理	自治体における非常勤職員活用の法的 課題 と改善 手法	実務
85		人事管理	アメリカ州・地方政府職員退職制度の財務報告に係る 課題	実務
86	1999/05	環境	廃棄物処理の 現状 と 課題	理論
87		環境	廃棄物処理に PFI を導入する 意義	実務
88		外部監査	地方自治法改正後における外部監査の 現状 と 課題	実務
89		行政評価	日本および諸外国における行政評価の 現状	実務
90		公会計	現行の政府財務報告の 課題 及び新しい報告モデルの 提言	実務
91	1999/09	行政評価	行政評価を政策過程の民主化および住民福祉の向上につなげる 手法	理論
92		NPO	小規模 NPO の 現状 と行政との協働の 意義	実務
93		計画行政	地域計画策定における合意形成支援システムの 環境計画への適用に向けた 提言	実務

94	2000/04	行政改革	都市自治体における改革改善の 課題 と 実現手法	実務
95		地方制度	機能的な地方自治体の実現に向けた 課題	実務
96		行政改革	PFI 法成立後の 現状 と 課題	実務
97		行政サービス	生活保護制度および生活保護訴訟の 現状 と 新たな地域生活最低保障に向けた 提言	実務
98	2000/08	NPO	行政実務上有用な新たな NPO の定義に係る 提言	実務
99		行政評価	ポートランド市における業績評価情報の 現状 と 課題	実務
100		情報公開	高度情報化時代における個人情報保護のあり方に対する 提言	実務
101	2001/03	地方分権	地方分権改革の 現状	実務
102		行政評価	行政評価の客観性に係る 課題	実務
103		地方制度	イギリスの地方制度改革の 現状	実務
104		地域経済	地方財政の国への依存や地域間格差の 現状 と 課題	実務
105		地方制度	財政再建団体方式による再建を選んだ自治体について議論する 意義	実務
106	2001/09	環境	廃棄物処理問題の解決 手法 としての地域環境税	実務
107		公会計	自治体財務分析および会計改革への 提言	実務
108		公会計	自治体における財務情報の 意義	実務
109		地方制度	財政再建団体制度の 現状	実務
110		計画行政	地域総合計画策定支援システムの 意義	実務
111		住民参加	都市再生における本質的 課題 としての自己内発的まちづくり	実務
112		情報	地方自治体における情報セキュリティ管理の 現状 と 対策手法	実務
113	2002/03	行政評価	行政評価システム導入要因の 現状	実務
114		情報	自治体におけるシステム監査の 現状 と 課題	実務
115		公会計	自治体管理会計の実務の実態と日本における マネジメント・コントロール職能の確立に向けた 提言	実務
116	2002/08	情報	地方自治体における GIS 活用の 現状	実務
117		住民参加	新しい住民参加の 手法 と行政との協働モデルの 提言	理論
118	2003/03	公会計	自治体における公会計モデルの 提言	理論
119		公会計	自治体会計の 現状 と 課題	実務
120		公会計	公会計システムへの企業会計的 手法 の導入に係る 課題	実務
121		行政改革	NPM および NWM の問題点とガバナンス論に対する 提言	理論
122	2003/08	行政サービス	住民の公共財需要関数の 提言 と供給水準に係る 課題	理論
123		計画行政	計画行政におけるコスト意識の 意義 と 課題	実務
124	2004/03	行政サービス	住民満足度調査の政策立案および評価への適用に係る 課題	実務
125		住民参加	行政との協働の 現状 と 課題	実務
126		情報	住基ネットの抱える 課題 と 解決手法	実務
127		情報	住基ネットにおける情報セキュリティの 現状 と セキュリティ維持向上の施策に向けた 提言	実務
128		行政サービス	都市ごみ管理への市場的機能導入の 意義	実務
129		広域行政	社会福祉協議会統合の 課題	実務
130	2004/08	行政評価	行政評価の行財政改革に対する実効性の 現状	実務

131		情報	住民基本台帳ネットワーク・システムのあり方に対する 提言	理論
132		情報	電子自治体の 意義と現状	実務
133	2005/03	公会計	市町村財政における固定資産税の 現状と課題	実務
134		行政サービス	第三セクターに対する民主的統制のあり方に対する 提言	実務
135		住民参加	住民参加および住民投票を例にした 住民主導による政策形成の抱える 課題	実務
136		地方分権	英国ブレア政権における連結政府推進の 現状	実務
137		公会計	アメリカ連邦政府における新しい財務報告体系の 課題	実務
138	2005/08	行政サービス	社会福祉サービス評価事業の 現状	実務
139		公会計	法人住民税に係る 課題 と改善に向けた 提言	実務
140		国際化	NGO や市民との連携による地域発信型国際協力推進の 意義	実務
141	2006/03	行政サービス	ごみ処理手数料導入の 意義	実務
142		公会計	地方公共団体における公会計制度改革の方向性に対する 提言	実務
143		地域経済	地域産業集積における主体間の関係性が及ぼす 影響や特徴の変化を捉え直す 意義	実務
144		行政評価	業績報告研究の 現状	理論
145	2006/08	地方分権	日韓における地方分権政策の 現状と課題 および成果の測定 手法	理論
146		行政改革	指定管理者制度の 現状と課題	実務
147		広域行政	中心・周辺府県経済における相互関係の 現状	実務
148		地方制度	野生動植物保護条例の 意義と課題	実務
149	2007/03	行政改革	指定管理者制度の 現状 と運用のあり方に対する 提言	実務
150		行政改革	指定管理者制度導入の 現状と課題	実務
151		国際化	日韓における定住外国人地方参政権の 現状	実務
152	2007/08	広域行政	道州制による所得への影響を実証する 手法 と政策 提言	理論
153		行政評価	政策の優先順位付けの 手法	理論
154		公会計	伊是名村における環境協力税導入の 現状	実務
155	2008/03	広域行政	平成の大合併による地方政府体系および道府県における財政行動の 現状	実務
156		NPO	空間管理論の NPO 政策への適用 手法 と NPO 政策の 課題	理論
157	2008/08	環境	持続可能な環境ストック・フローマネジメントモデルの 提言	理論
158		地方分権	都道府県における総合出先機関の 現状 および 都道府県と市町村関係のあり方に対する 提言	実務
159		公会計	タイ国における特定補助金の 現状	実務
160	2009/03	広域行政	道州制と地方自治のあり方に対する 提言	実務
161		住民参加	住民の地方自治体に対する信頼の 現状	実務
162		NPO	NPO 政策から見る地域市民塾の 現状と意義	実務
163		地方制度	公有地信託政策の失敗を回避する制度設計に対する 提言	実務
164		行政改革	都道府県立文化施設における運営効率性の 現状 と評価指標の 提言	理論
165		公会計	新地方公会計制度の 課題	実務
166		外部監査	地方自治体における監査制度の 現状と課題	実務
167	2009/08	地方分権	自治体による損失補償統制の 現状	実務

168		地方制度	新設合併の場合における法人住民税の 現状	実務
169		行政評価	行政評価担当部署が運用する 行政評価システムの予算編成との連動の 現状	実務
170		外部監査	包括外部監査の通信簿に係る 課題	実務
171	2010/03	情報	行政情報および行政情報と民間情報を一体的に発信する施策の 現状	実務
172		地方分権	効率的配分の観点による府県事務移譲の客観的評価基準の 提言	理論
173		地方分権	財政分権化の 現状 と住民の財政権限を数量化するモデルの 提言	理論
174		計画行政	神奈川県における部局政策宣言の 意義 と 課題	実務
175		行政 サービス	行政サービス供給の 課題	実務
176		住民参加	大分市路上違反広告物除却推進員制度に参加する 市民活動の 現状 と行政と市民の協働のあり方に対する 提言	実務
177	2010/08	行政評価	東京都における行政評価の 現状 と業績評価指標への バランス・スコアカード導入における 課題	実務
178		公会計	財務諸表への医療保険等負債開示に向けた 提言	実務
179		危機管理	中国地方政府の危機管理政策の 現状 と 課題	実務
180	2011/03	行政 サービス	地方におけるバス事業衰退の 現状 と活性化に向けた方策の 提言	実務
181		地方分権	地方分権による地方財政の歳入額を左右する 中小企業の経営計画策定の 意義	実務
182		地方制度	移転価格税制に関わる地方税還付の 課題 と 移転価格税制の影響を遮断する地方税のあり方に対する 提言	実務
183		行政改革	行政改革の進展に不可欠な機能を果たす 財政評価メカニズムの 現状 と 課題	実務
184	2011/08	行政評価	DEA を用いた自治体における事務事業の効率性の 現状	理論
185		住民参加	行政と民間企業との協働に係る 現状 と 課題	実務
186		地方制度	道路橋りょう費の補正係数に係る 課題 と設定方法の 提言	理論
187	2012/03	住民参加	府県政への参加のあり方に対する 提言	実務
188		情報	要援護者支援に必要な個人情報の収集と管理に 住民が許容する範囲の 現状	実務
189		住民参加	農商工連携の 意義 と推進 手法 およびあり方に対する 提言	実務
190		NPO	兵庫県における NPO の立地傾向の 現状 と 課題	実務
191		行政 サービス	日本の生活保護制度と中国の都市住民最低生活保障制度の 現状 と日本に おける生活保護受給者に対する就労支援のあり方に対する 提言	実務

図表 10 地方自治研究（日本地方自治研究学会）に掲載された全論文の概要一覧¹（1985年11月～2012年3月）

- 1 本課題では全研究論文を分析対象とした。
- 2 各論文を精読して地方自治における分野を記載した。
- 3 各論文を精読して主旨を記載した。なお、全論文を精読していく過程で、各論文の主旨は、「意義」、「手法」、「現状」、「課題」、「提言」で述べられることに気付き、5つの内のいずれかもしくは複数を記載した。
- 4 各論文を精読して、理論面から述べているか、それとも実務面から述べているかを判断した。なお、学会誌では「研究論文」とされていても、明らかに理論的でない場合には「実務」と、また、明らかに実務的でない場合には「理論」と記載した。さらに、本課題の目的から大きく逸れてしまう内容の論文は、分析対象から除外した。

分野 刊行年	公会計	行政評価	地方債	行政改革	開発	国際化	外部監査	情報公開	情報	アカウントビリティ	行政サービス	広域行政	人事管理	公共事業	行政経営	住民参加	危機管理	地方分権	地方制度	地域経済	NPO	環境	計画行政	合計
	1985—1987	8	2	1																				
1988—1990	6		1	2	2	2	1	1	2															17
1991—1993	2	1			3				1	1	2	2	1											13
1994—1996	2				4		2			1	4	1	3	2	1	4	1							25
1997—1999	2	3			1		5	1					2					6	1	1	2	2	1	27
2000—2002	3	3		2				1	3		1					2		1	4	1	1	1	1	24
2003—2005	6	1		1		1			4		5	1				2		1					1	23
2006—2008	3	2		2		1					1	3						2	1	1	1	1		19
2009—2012	2	3		2			2		2		3	1				5	1	4	4		2		1	32
合計	34	15	2	9	10	4	10	3	12	2	16	8	6	2	1	13	2	14	10	3	6	4	4	191

図表 11 「分野」のトレンド

刊行年	主旨	意義	手法	現状	課題	提言	合計
	1985—1987		1(6.3%)	2(12.5%)	5(31.3%)	4(25%)	4(25%)
1988—1990		4(19%)	1(4.8%)	5(23.8%)	8(38.1%)	3(14.3%)	21
1991—1993		0(0%)	2(11.1%)	8(44.4%)	4(22.2%)	4(22.2%)	18
1994—1996		3(7.9%)	5(13.2%)	10(26.3%)	12(31.6%)	8(21.1%)	38
1997—1999		4(10.5%)	4(10.5%)	12(31.6%)	10(26.3%)	8(21.1%)	38
2000—2002		3(9.4%)	4(12.5%)	11(34.4%)	8(25%)	6(18.8%)	32
2003—2005		4(12.1%)	2(6.1%)	8(24.2%)	12(36.4%)	7(21.2%)	33
2006—2008		3(10.7%)	4(14.3%)	11(39.3%)	5(17.9%)	5(17.9%)	28
2009—2012		4(8.2%)	1(2%)	19(38.8%)	12(24.5%)	13(26.5%)	49
合計		26(9.6%)	25(9.2%)	89(32.7%)	74(27.2%)	58(21.3%)	272

図表 12 「主旨」のトレンド

1 資料中において、濃い灰色は「相対優位」を、薄い灰色は「相対中位」を意味している。

刊行年 \ 理論・実務	理論	実務	合計
1985—1987	1	10	11
1988—1990	2	15	17
1991—1993	3	10	13
1994—1996	5	20	25
1997—1999	3	24	27
2000—2002	1	23	24
2003—2005	4	19	23
2006—2008	6	13	19
2009—2012	5	27	32
合計	30	161	191

図表 13 「理論・実務」のトレンド

<公会計>

刊行年 \ 主旨	意義	手法	現状	課題	提言	合計
1985-1990	3	1	6	5	5	20
1991-1996	1	0	2	2	1	6
1997-2002	2	0	0	1	3	6
2003-2008	0	1	4	5	3	13
2009-2012	0	0	0	1	1	2
合計	6	2	12	14	13	47

<行政評価>

刊行年 \ 主旨	意義	手法	現状	課題	提言	合計
1985-1990	0	1	0	1	0	2
1991-1996	0	0	0	0	1	1
1997-2002	0	1	4	2	1	8
2003-2008	0	1	2	0	0	3
2009-2012	0	0	3	1	0	4
合計	0	3	9	4	2	18

<行政サービス>

主旨 刊行年	意義	手法	現状	課題	提言	合計
1985-1990	0	0	0	0	0	0
1991-1996	0	2	2	2	2	8
1997-2002	0	0	1	0	1	2
2003-2008	2	0	1	2	2	7
2009-2012	0	0	2	1	2	5
合計	2	2	6	5	7	22

<住民参加>

主旨 刊行年	意義	手法	現状	課題	提言	合計
1985-1990	0	0	0	0	0	0
1991-1996	1	1	2	1	1	6
1997-2002	0	1	0	1	1	3
2003-2008	0	0	1	2	0	3
2009-2012	1	1	3	1	3	9
合計	2	3	6	5	5	21

<地方分権>

主旨 刊行年	意義	手法	現状	課題	提言	合計
1985-1990	0	0	0	0	0	0
1991-1996	0	0	0	0	0	0
1997-2002	0	1	5	2	1	9
2003-2008	0	1	3	1	1	6
2009-2012	1	0	2	0	2	5
合計	1	2	10	3	4	20

<地方制度>

主旨 刊行年	意義	手法	現状	課題	提言	合計
1985-1990	0	0	0	0	0	0
1991-1996	0	0	0	0	0	0
1997-2002	1	0	3	1	0	5
2003-2008	1	0	0	1	0	2
2009-2012	0	0	1	2	3	6
合計	2	0	4	4	3	13

図表 14 「分野」の流行り・研究の流れ

刊行年	テーマ	テーマの背景	分野
1988	自治型の行政技術	計画の策定や予算の編成、立法といった政策立案技術が高度化し、官僚制的行政組織の手中に集中してしまっただけの結果、主権者である市民の行政機構に対するコントロールが非常に難しくなっており、デモクラシーに基づく行政という観点から見て、自治原理の後退を危惧する必要がある。	行政改革 公会計
1989	自治の原点	高度情報化、脱工業化社会へと向かう現在、経済中枢機能の東京一極集中が問題となり、国際化の流れのなかで、国民の意識も定住社会の地域を越えた広域に向かっている。国と地方自治体の関係も、総論としては地方分権の主張は是認されているにもかかわらず、中央集権的な国と地方の関係はほとんど改善されず、依然として国の画一的な地方支配の政策に追随しているのが大方の実態である。その弊害は、地方の個性の喪失、活力の衰退を招き、世界的にもまれな経済成長にもかかわらず、社会生活の現場における様々な歪みと立ち遅れを露呈している。この時にあって、自治の原点を見つめ直し、問い直すことは、自治に携わる自治体職員、自治に関心をもつすべての人々にとって意義のあるところである。	公会計
1990	パブリック・マネー	マネーにプライベート・マネーとしての意味や価値を付与するのも、パブリック・マネーとしての意味や価値を付与するのも人間である。そして、情報の意味や価値についての見解を調整してコンセンサスを形成するのが、コミュニケーションとしての政治である。 パブリック・マネーの使い道に対する各政策アクターの見解がどれだけ強力に主張されるかは、中央・地方政府間や国民レベルのコンセンサスの度合いに依存する。その度合いが主張の正当性に関する根拠の一部を構成する。コミュニケーションの結果、人々の認識・評価にほとんど変化がなく、マネーについての中央政府の志向は志向として、マネーはマネーとして皆が考え続けられれば、政治にとって都合のよいコンセンサスが形成されることになってしまう。 各政策アクターが、マネーに対する認識や評価を変化させることは容易ではないが、民主主義のプロセスを通して、マネーに対する当事者意識を持つことが求められている。	情報
1991	都市建築の技術と手続き	自己組織化する都市建設と、これを制御しきれない都市、これに対応する自治体の戦略は、都市行政全般の中に位置付けられなければならない。自治体計画では、動的な戦略をどう組み立てるのが重要となっており、都市建築における様々な事業手法も、あるいは自治体組織も、全体がその戦略の中に組み込まれてこそ意味を持つ。 こうして見たとき、自治体学の中における都市建設の技術とは、計画性と自律性の両面を戦略的に組み立てる動的な過程に係わる技術である。静的で固定的で受け身な自治体計画から、動的で柔軟で能動的な自治体計画に向けて、全体の枠組みの変更が求められている。	アカウンタビリティ 行政評価 開発
1992	自治のなかの女たち	表面的には政治や経済、地域社会においても、「女の時代」は一段楽した感がある。一定程度の進出もしたし、ある程度の活動も表面にきちんと出てきてはいる。しかしながら、片方では女の方がかえって均等法につぶされてしまうような現実があり、歪みも出てきている。「女の時代」と言われたことをとりまとめ、その上で、果たしてそれでも女の視点があるのか、女の自治はどういう方向でなされなければ	公会計

		ならないのか、議論する必要がある。	
1993	自治体で生きる —魅力と 可能性—	小規模自治体の魅力と可能性を探る場合、自治体の自律を支える住民との協働、特に集落レベルでの協働が重要となる。そして、そうした住民との協働に支えられた自治体の自律を前提とした上で、周辺市町村間の広域連携をどの様にして構築していけば良いのかを考えなければならない。小規模自治体の多くが過疎自治体でもあり、合併して大規模自治体となったところでさえも、自治体内に過疎地域を抱えているところは多数存在する。今後の小規模自治体の可能性を探るに当たり、過疎対策とどの様に向き合っていけば良いのか、魅力をどの様にして高めていけば良いのかについて、真剣に取り組んでいく必要がある。その際、先駆的取り組みの単なる紹介に留まるのではなく、成功した地域の構造に着目し、過疎問題を解決に導いた本質を全国に広めていくことに留意するべきである。	人事 管理 行政サ ービス 広域 行政 開発
1994	環境と自治	日本の環境行政は、60年代末から70年代初めに法制度が未整備であったために、自治体主導による条例制定という形式で進められ、それを受けて、国の制度になっていった。ところが、国の法律となり国の制度となると、機関委任事務として地方自治体はその課題を国から与えられるという受け身の形となったために、環境問題について、住民を先頭にして地方自治体が積極的に攻めていくという姿勢が弱まったことは否めない。そのような状況の中で、環境を形成、創造し、これを21世紀に受け継いでいくためにどうするべきなのかを考えたとき、市町村レベルでの取り組みが重要な役割を果たすと考えられる。	行政サ ービス
1995	分権型社会の 行政手法	地方分権の動きが本格化するにつれ、地域社会に対する自治体の権限は拡大し責任も重大になっていく。自治体が策定する計画も、権限も責任も少ない時代には、予算の裏付けのない画餅的な存在であったかもしれないし、縦割り行政の壁に守られた唯我独尊的な性質を持っていたのかもしれない。しかし、地方分権が叫ばれ、縦割り行政の弊害が厳しく批判される時代にあっては、自治体計画はその実効性はもちろんのこと、計画間における合理性と総合性が強く要求される。それは、調整と総合という問題である。計画行政が自治体にとって成熟期を迎えようとしている現在、この問題は、学と実務の双方からの更なる検討が必要となる。	開発
1996	まちづくりを 問い直す —防災と自治—	阪神大震災は戦後最大の被害を出したと同時に、都市型、高齢社会型という2つの特徴により、現代社会のあり方や行政システムの意義を改めて問い直すこととなった。行政や専門家と地域の住民組織がどのような形で協働してまちづくりを進めていくことができるのか、地元自治体は住民とともに考え、行動する姿勢を明確に示し、それを行政の中に浸透させて、システムを構築する必要がある。	外部 監査
1997	自立する市民と 自治体 —新しい 関係構築の ために—	今後の自治体と市民活動の関係を考えたとき、特に重要性を増すものとして協働、パートナーシップがある。具体的には、行政とNPOが共同事業を行うことや行政がNPOに対して事業委託を行うことなどが想定される。ここで重要なことは両者の責任主体のあり方である。なぜなら、責任の所在によって参加と協働が区別されるからである。すなわち、参加では主客の関係に立ち、行政が責任主体であってNPOはあくまでも従たる存在に過ぎないが、協働においては、両者は対等の関係に立ち、双方が責任主体として関わる。協働の意義は、行政がNPOや市民と関わることを通して自己改革を図ることである。協働は、行政にとっては業務の進め方や組織文化変革、さらには市民主権の行動様式が浸透する契機となる。協働は、こうした行政改革の観点から、これまでの思考や行動の枠組みを超えて取り組むべき試みである。	地方 分権
1998	地方分権と財政	地方分権推進委員会は第二次勧告で、事務権限の委譲が実施された場合には一般財	外部

	一変革への 提言一	源の拡充を図ること、地方分権の推進に向けて補助金について国庫負担金と国庫補助金の性格区分を行い、その制度・運用を見直すこと、地方歳出と地方税の乖離を縮小し地方税源を拡充することなどを中心に勧告している。勧告は、実現可能な改革の道筋を示したとはいえ、財源問題は未解決であるといった批判も多々ある。それでも、分権への大きな流れは留まることはない。 自己決定権の実現には、地域の意志で使えるお金が必要であり、サービスと負担の関係を市民に見えるようにしておくことが求められる。	監査
1999	自治体の 政策責任	今、自治体には、適法で効率的な業務執行を確保するという行政責任の範囲を超えて、能動的で戦略的な政策展開が求められるとともに、市民が政策のあり方を評価し、説明を求めることによってこれをコントロールしていく仕組みが必要となっている。 本年度に実現に至る分権改革によって、自治体には政策実施の権限が与えられるが、権限には責任が伴う。分権改革の成果を生かすためには、国の政策責任とは違う自治型の政策責任のあり方を考えていく必要がある。また、現在、多くの自治体で取り組まれている行財政改革が、単に財政緊縮を目的とした事務事業の廃止・縮小に留まるとすれば、自治体は政策責任を放棄するに等しい結果となる。行財政改革も政策責任のあり方に照らして進めなければならない。さらに、21世紀を目前にして、日本の公共政策システムは大きく変わろうとしている。公共事業の仕組みの見直し、地球と地域にまたがる総合的な環境管理の必要性、福祉における措置から契約への転換などは、いずれも公共政策のあり方と自治体の政策責任を大きく変化させることとなる。	環境 行政 評価
2000	ローカル・ ルールを つくろう	2000年4月から地方分権一括法が施行された。機関委任事務の廃止によって、条例制定の可能性が確実に広がることとなる。全国の自治体はこの分権改革の成果を生かして、法令に基づく事務について、地域の事情にあった基準づくりや住民参加の手続きなどの条例制定を進める必要がある。 ただし、今回の分権改革では、国の法令の体系はほとんど変更されていないことに留意すべきである。つまり、国が地域における事務のほとんどについて法令を定め、自治体がこれに基づいて事務事業を実施するという基本的な構図は変わっていないのである。 法令の過剰・過密にメスを入れ、シンプルな国家法と、多様なローカル・ルールが共存する分権的な法システムに転換することこそが、来るべき第二次分権改革の焦点となる。	行政 改革
2001	分権社会の ひとつづくり	20世紀の末は、日本にとって分権改革の助走期間であった。分権改革は20世紀の最終年にいよいよ実施の段階を迎え、2000年は分権改革元年と呼ばれた。国地方関係において例外的関係を常態化させてきた機関委任事務制度が廃止されるとともに、自治体の自己責任領域は極めて大きく拡大された。21世紀初頭の課題は、この新しい環境において、自治をいかに発展させていくかに他ならない。 制度改革を支え、実りあるものに実質化していくことは、人を得て初めて成り立つ。また、同時に制度が人を育てる側面もある。新しい制度環境の下で、分権社会を担う主要なアクターは、どのように成長し変わっていくべきであるのかを、新しい公共空間を創造するNPO、自治体の職員、そして議員といった政策アクターにスポットライトを当てて、それぞれにおけるひとつづくりを多面的に考える必要がある。	地方 制度
2002	2010年の 自治体	日本は今、バブルの後始末という固有の問題に喘いでいる。かつて人々がマネーゲームに狂奔するなか、地域社会の長寿高齢化は劇的に進み、産業社会は国境を越え	情報

	—危機脱出のシナリオを考える—	<p>て再編が進んだ。公共政策課題の内容や質には、急速かつ大きな変化が余儀なくされたが、政策対応は遅れに遅れた。</p> <p>こうした中、自治体にはどのような役割が求められるのか。危機は、生活レベルに発し、今ある自治体の存続の是非を問うまでに至った。自治体が解決主体たらしめれば、いよいよ個別の政策づくりが重要な鍵となる。</p> <p>あらゆる政策資源につき、国もない袖は振れない。分権改革は、幾多の困難をはらむとはいえ、確実に進む。すなわち、地域社会で自治体が果たすべき責任領域は不可避免的に拡大する。近未来に焦点を絞り、制度や政策、自治の技術のあり方を直ちに模索する必要がある。</p>	
2003	自治体のかたち	<p>長期化する財政危機や市町村合併推進の結果、市町村と都道府県という二層制を前提とする日本の地方自治制度は、今、曲がり角を迎えている。大都市圏や離島、中山間地域によって自治体を取り巻く事情は異なり、全国一律の地方自治制度自体を見直す必要が出てきている。現行制度の画一性を見直し、一国多制度の導入や二層制の見直しを含む多様な制度への転換を自治体自らが構想すべきである。</p>	公会計
2004	コミュニティ・ガバナンス—誰が何を決めるのか—	<p>コミュニティ・ガバナンスとは、地域空間の変容に対応するこれからの地域社会と市民生活においてますます重要な役割を果たす概念であり、活動である。しかし、このコミュニティ・ガバナンスという言葉は、まだ成熟している概念とはいえない。コミュニティ・ガバナンスのあり方を総体的に考えるということは、自治体政治を考えることにつながるかもしれない。なぜなら 2000 年分権改革以降の大きな課題のひとつが自治体政治の改革であるという見通しを持てるからである。自治体政治の改革を通して、コミュニティ・ガバナンスを成熟させていく必要がある。</p>	情報
2005	「ミニマム論」再考	<p>高度成長の下で、ナショナル・ミニマムは政策水準を抑制する機能としてではなく、目標としてナショナル・ミニマムを達成し、さらにそれを引き上げる機能を担うことによって、国民経済の規模拡大を推し進めてきた。しかしながら、今後、確実に増加する社会保障の負担を考えるならば、かつてのような右肩上がりの時代が再び訪れることは期待できない。ナショナル・ミニマムのみならず、地域におけるシビル・ミニマムを含め、どの水準をもって政府の責任とすべきなのかを論じることは、これからの日本の行政のあり方を考える上で重要な課題となるはずである。</p>	公会計
2006	自治体における代表制	<p>現代日本の自治体は、首長と議会議員がそれぞれ独立して選挙される二元代表制であり、住民を代表して自治体運営にあたるべき主体は首長と議会の双方たり得る。今、自治体は先例に倣っていけば間違いのない運営ができる時代にあるのではない。そのような時代においては、誰が、何を、どう決めるのが今日の自治体の命運を大きく左右する。つまり、代表による決定とはいかに行われるべきか、代表の制度はいかに運用されるべきか、代表性の担い手はいかに選ばれるべきかといった視点が重要となり、解決に向けて取り組む必要がある。</p>	<p>地方分権</p> <p>地方制度</p> <p>行政改革</p>
2007	私の現場主義	<p>本テーマは、自治体学会のこれまでの歩みを想起し、第一号のテーマである「自治型の行政技術」を今日の状況に即して再解釈し、これからを考えていくための視座を提供するために企画された。</p>	行政改革
2008	自治体のコンプライアンス	<p>自治体の中に長い時間をかけて護送船団方式という構造が構築されてから、自治体を取り巻く環境は、自浄作用の働きをも機能不全に陥れてしまっているようにさえ見える。実際に、公務員による横領や背任など、自治体には到底関係ないと考えられてきた事件が起こり、その都度、住民の信頼を回復するための方策が講じられてきた。しかし、自治体を舞台とした、コンプライアンスの概念に照らして問題のあ</p>	<p>広域行政</p> <p>NPO</p>

		<p>る事件は後を絶たない。</p> <p>自治体は法令やルールを守り、住民の信頼に応え、公権力を行使する主体であることを再認識しなければならない。また、住民も主権者であることを自覚し、自治体の公正、公平な職務の遂行を損なうような行為は慎まなければならない。自治体職員がすべての住民の奉仕者として働き、全ての住民が公正で公平な公共サービスの享受者となり、豊かな地域社会を構築するためには、地域社会に関わる全ての者にコンプライアンスが求められる。</p>	<p>環境</p> <p>地方分権</p> <p>公会計</p>
2009	自治体計画の現在	<p>自治体を取り巻く環境条件の変化は、自治体計画に新しい課題を提起している。人口と財政力の両面で、自治体が継続的に成長していくことを前提にできた時代には、政策領域相互の優先順位について突き詰めた検討を行う必要はなかった。しかしながら、長期的な縮小時代を前提としたとき、このような手法は通用しない。今や定着した感のある政策、施策、事務事業の評価もまた、計画と密接にかかわる課題である。計画と評価の連動についての実践を踏まえた手法の開発が求められている。</p>	<p>地方制度</p> <p>外部監査</p>
2010	自治体のできること、できないこと	<p>いわゆるリーマン・ショックは、世界経済を100年に1度の経済危機に陥らせた。自治体はリーマン・ショック以前の段階でもすでに多くの地方債残高を抱え、行財政改革に躍起になって取り組んでいたが、リーマン・ショックにより、派遣切りや地域医療の崩壊、衰退する中心市街地、孤立する高齢者の存在といった課題が噴出した。</p> <p>こうした困難な状況においても、自治体は、まちづくり、福祉、労働・雇用といった広範な政策分野に横たわる課題に取り組まなければならない。ただし、自治体における行政のあり方は、市民との関係を考えることなしには決定できない。社会問題に関心を持ち、なおかつ地域で活動している団体・企業は、NPOをはじめ多数存在しており、こうした有効な社会資源とのかかわりを持つことで、自治体だけでは達成できないことが可能となり得るからである。もっとも、自治体が踏み込むべきではない領域も存在する。このことを自治体の側から見れば、自治体にはできることと、できないことが存在していることとなる。自治体はこうした現状に十分留意し、地域における多様な政策アクターの声に耳を傾けながら、幾多の社会課題に取り組んでいく必要がある。</p>	地方分権
2011	2020年の地域と自治	<p>2002年の刊行号においては、「2010年の自治体—危機脱出のシナリオを考える」といったテーマが掲げられていた。当時の年報を改めて読み返してみると、自治体行財政や地域社会にまつわる危機の様相について、10年前と現在を比較検討することが可能となる。そして、このような作業を行う中で、次の10年(2020年)の自治体と地域社会の姿を思い描くことが可能となる。確かに、現状認識の仕方によって課題設定が異なり、それに応じた未来が思い描かれることも事実であるが、現実の行政活動に密接に関係する本学会の問題関心をこういった観点から点検することも、それなりに意義のあることである。</p>	地方制度

図表 15 各年度における年報自治体学（自治体学会）のテーマとその背景および当該年度の「地方自治研究（日本地方自治研究学会）」で最も多く取り上げられた分野の一覧

(2)神奈川県厚木市役所に対するインタビュー調査

筆者は、平成24年6月21日に、厚木市総務部行政経営課と政策部企画政策課の職員計4名に対してインタビュー調査を実施した。以下では、厚木市役所ホームページの閲覧によって確認された事実およびインタビュー調査の結果をもとに、厚木市行政評価制度について詳述する。

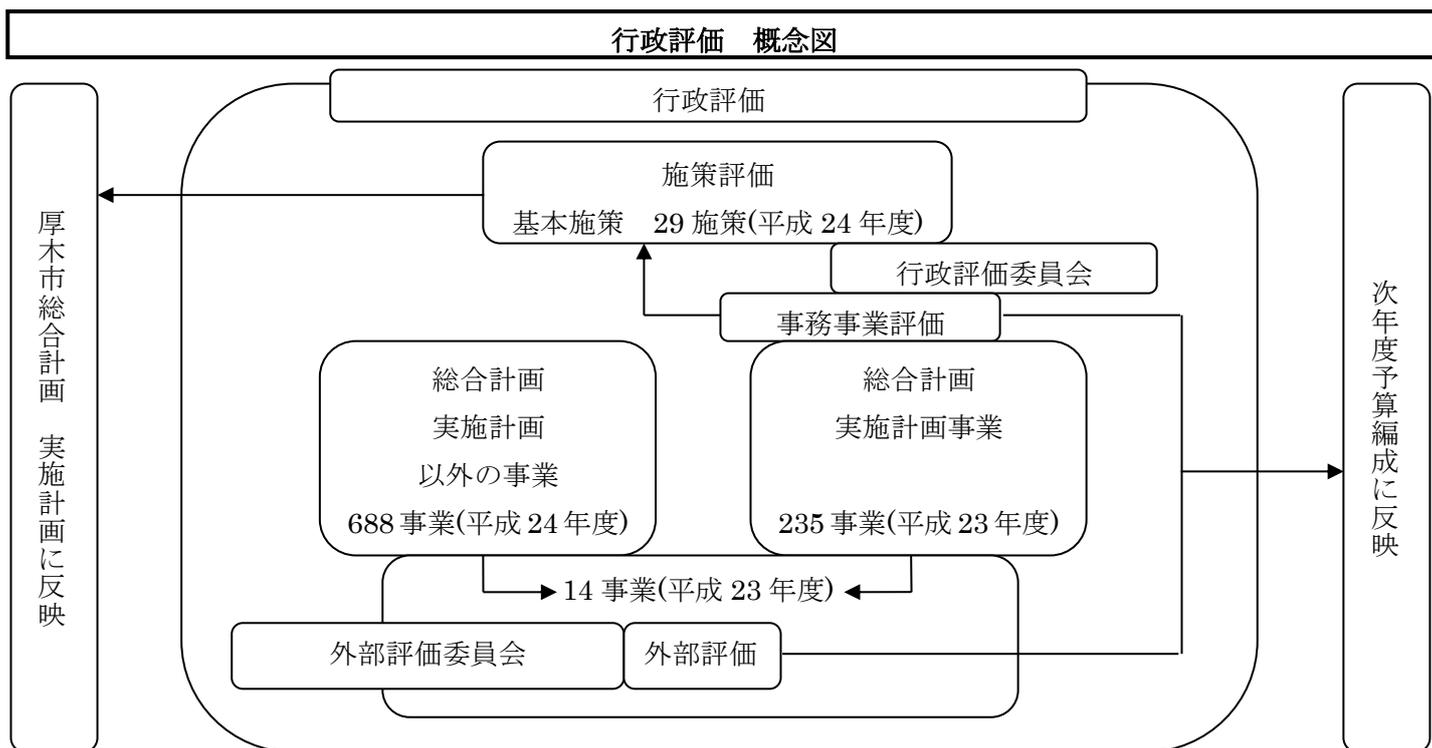
①変遷

厚木市は、2001年に国が制定した「行政機関が行う政策の評価に関する法律（政策評価法）」の成立を受けて、第3次行政改革大綱の中で行政評価制度の導入を決定した。2006年に前市長の下で試行的に実施し、2007年の現市長就任後、本格的に実施している。翌2008年からは、公募市民と学識経験者から成る外部評価を開始し、2010年からは事務事業評価のみならず施策評価にも取り組み始めた。

②制度構築

2006年の試行的実施に当たっては、厚木市職員が受講した「市町村アカデミー」の研修が参考とされた。研修では岡山市の事業仕分け（構想日本による実施）が取り上げられ、そこで活用されていた評価基準と評価シートを厚木市行政評価制度の構築に活用したとのことである。

③評価プロセス



図表 16 平成 24 年度 厚木市行政評価制度 概念図

現行の厚木市行政評価制度は、上図表に示した通り、事務事業評価と施策評価、外部評価で構成されている。

a. 事務事業評価

事務事業評価の対象となる事業は、厚木市総合計画実施計画事業の内、前年度に予算化された事業である(平成 24 年度においては、平成 23 年度に予算化された 235 事業を対象)。

評価内容は、事業実施結果の評価と今後の方向性に分かれる。まず、事業の実施結果を必要性、優先性・緊急性、経済性・効率性、有効性、公平性の観点で評価する。次に、事業の今後の方向性について、拡大、継続、見直し（改善・縮小・統合）、廃止のいずれかの判定を下す。

評価は、まず、課長職が自己評価を行う。次に、部長職が次長職と協議して一次評価を行う。最後に、厚木市行政評価委員会（委員長は副市長で、各委員は部長が務める）が二次評価を行い、行政評価の最終結果とする。

b. 施策評価

施策評価の対象となる施策は、厚木市総合計画の基本施策（平成 24 年度においては 29 施策）である。

評価は、厚木市行政評価委員会が 4 つの基準、すなわち、市民満足度調査や代表となる指標、事務事業評価、ベンチマークを活用し、現在の取組状況などを加味して 4 段階で実施する。

c.外部評価

外部評価の対象となる事業は、厚木市が予算化した約 1200 事業（平成 24 年度は 1135 事業）の中から、1)事業統合などにより事業の効率化が期待できる事業、2)コストを見直す必要がある事業、3)事業の効果が分かりにくい事業、4)市民にとって身近で、関心が高い事業を外部評価委員会が選定する。

評価は公募市民と学識経験者の計 5 人から成る同委員会によって、市民が傍聴する公開の場で実施される。

④参照自治体

厚木市行政経営課職員は、「厚木市行政評価は他自治体の行政評価と大きく変わらないと思っている」と回答している。そのため、県内市町村が参加する会議の場で行政評価について情報交換をしたり、時事通信社が提供する行政情報サービスである iJAMP を活用して他自治体の情報を閲覧したりはするものの、決して取り入れるようなことはしないという。彼らは「今あるものを進化させる方が効率的である」と考えている。

⑤私見

a.首長主導の必要性

厚木市長は行政評価制度に全く関わっておらず、評価結果の報告を受けているだけである。これでは、伝統的な上意下達による仕事のやり方と変わらず、厚木市行政評価制度は典型的な形骸化に陥っている可能性がある。

厚木市行政評価制度は、総務部行政経営課と政策部企画政策課の職員が担当しており、各部局の担当者は、両課が作成した評価マニュアルに従って評価をする。そして、下から積み上げて集計したものを、各課長および部長の名前で自己点検の結果とし、厚木市行政評価委員会が最終評価を下す。最後に、それを首長に報告し、対外的に発表している。

こうした評価制度の運用の下では、厳正な評価は期待できない。なぜなら、評価者も取りまとめ役も同じ組織の人間であれば、事を荒立てずに現状肯定あるいは当たり前の努力目標の設定に落ち着かせることが無難な選択となるからである。

厚木市行政評価制度がその真価を発揮するためには、利害関係を異にする首長や行政官以外の人間が実際の評価作業に何らかの形で参加し、評価結果に対して建設的な批判を加える必要がある。そうしない限りは、お手盛り評価と揶揄されても致し方なく、市民からの信頼も得られない。

b.市民満足度

厚木市行政評価制度と市民との関わりは非常に薄い。外部評価には公募で選ばれた市民に参加できる余地が残されているが、公募市民 2 名は、外部評価が開始された 2008 年から固定されている。

こうした現状について厚木市役所職員は「今後は、事務事業評価や施策評価にも市民の視点を取り入れていきたい」と答える一方で、「市民の視点は市民満足度調査の実施によってある程度担保されており、満足度も高い」とも答えている。

厚木市のように、成果指標を測定する一環として市民満足度調査の結果を活用する自治体は多い。確かに、納税者である市民のニーズを汲み取ることは重要であるが、その活用の仕方によっては問題もある。なぜなら、多くの場合、当該事業による行政サービスを受けている市民に満足度を聞けば高くなるのは当然の結果となるからである。「事業を継続すべきか」「事業が廃止されると困るか」と問われれば、事業の受益者の多くは、「継続すべき」「困る」と答えるはずである。そもそも、行政の事業は何らかのニーズがあって始まるのであり、利害関係者にとってその事業が必要であることは間違いない。

それにもかかわらず、市民満足度調査を実施した事実や市民満足度の高さをもって評価制度の客観性は担保されたこととしたり、当該事業の継続を正当化したりして良いのであろうか。実際問題、財政状況が厳しい現状においては、「市民満足度が高い事業」と「継続すべき事業」は必ずしも一致しなくなっている。社会全体が成熟し、水平成長を望むのが精一杯という中では、廃止や縮小せざるを得ない事業が増加するのは当然であり、たとえ市民満足度が高くとも、最低限の市民サービスを供給していくためには、改廃される事業が発生するのはやむを得ないはずである。

市民の声に耳を傾けることは大切であるが、市民満足度の高さを絶対的な指標としてはならない。自治体全体の政策課題を俯瞰したときに、優先度が低い事業については、仮に市民満足度が高くても見直しを図っていく必要がある。市民満足度という成果指標を自己正当化や改革逃れのツールとして活用するのは厳に戒めなければならない。

(3)政令指定都市における行政評価に関する情報公開の充足度についての調査

調査に当たり、行政評価に関する情報公開の項目を独自に6つ挙げた。本調査では、下図表に該当する情報を多く公開しているほど、行政評価に関する情報公開の充足度が高いとした。

1. 行政評価制度の設計過程が公開されている	4. 評価結果が全て公開されている
2. 評価指標の選定経緯が公開されている	5. 評価結果の予算への反映が公開されている
3. 評価結果に至る分析作業過程が公開されている	6. 評価結果の定員管理への反映が公開されている

図表17 行政評価に関する情報公開の項目

下図表は、本調査の結果である。各政令指定都市のホームページ上で行政評価について説明した箇所を閲覧し、図表17に挙げた項目が公開されていれば○を、公開されていなければ×を記した。

No.	都道府県	都市名	1	2	3	4	5	6	計
1	北海道	札幌市	×	○	○	○	○	×	4つ
2	宮城県	仙台市	行政評価に関する説明なし						—
3	埼玉県	さいたま市	行政評価は平成21年度をもって終了						—
4	千葉県	千葉市	○	×	○	○	×	×	3つ
5	神奈川県	横浜市	平成18年度より監査委員による行政監査を実施している						—
6		川崎市	○	○	○	○	×	×	4つ
7		相模原市	×	×	○	○	○	○	4つ
8	新潟県	新潟市	×	×	○	○	×	×	2つ
9	静岡県	静岡市	×	×	○	×	○	×	2つ
10		浜松市	○	×	○	○	○	×	4つ
11	愛知県	名古屋市	○	×	○	○	○	○	5つ
12	京都府	京都市	○	○	○	○	○	×	5つ
13	大阪府	大阪市	○	○	○	○	○	×	5つ
14		堺市	×	×	○	○	○	×	3つ
15	兵庫県	神戸市	○	×	×	○	×	×	2つ
16	岡山県	岡山市	×	×	×	○	×	×	1つ
17	広島県	広島市	行政評価に関する説明なし(但し、事務事業評価を実施している)						—
18	福岡県	北九州市	○	×	×	○	○	×	3つ
19		福岡市	×	×	○	○	×	×	2つ
20	熊本県	熊本市	行政評価に関する説明なし						—

図表18 政令指定都市における行政評価に関する情報公開の充足度についての調査結果

本調査を通して得られた気付きは、行政評価に関する説明が充実している政令指定都市がある一方で、簡潔な説明がなされているだけの政令指定都市もあるということである。この要因の1つとして、行政評価を行政改革の中心として位置付けているか否かということが考えられる。行政評価に熱心な自治体は、その説明を充実させるために図表17に掲げた項目をより多く満たすが、行政評価をいくつかある行政改革の内の一に過ぎないと考える自治体は、その説明が乏しくなり、図表17に掲げた項目を満たしにくくなる可能性がある。

但し、行政評価は各自治体によってその目的や位置付けが異なるため、該当する項目数の多さをもって質の高い行政評価であるとは一概に断定できない。実施背景や実施体制、評価プロセスといった個別具体的な状況を把握するためには、アンケート調査のみならず詳細なインタビュー調査も実施する必要がある。

(4)外部評価の見学および閲覧

筆者は多くの地方自治体において実施されている外部評価の実態を把握するために、実際に外部評価の会場に赴いたりインターネット中継を閲覧したりした。

①外部評価の見学

a.見学対象

神奈川県厚木市役所

b.見学日

平成24年7月26日

c.見学目的

自治体で実施される外部評価を実際に見学することにより、その実態を体感して、今後の研究活動の指針とするため

②外部評価の閲覧

a.閲覧対象および閲覧日

北海道釧路市（平成24年7月21日、22日）、愛知県刈谷市（平成24年7月24日、25日）、愛知県名古屋市（平成24年7月27日、28日、29日）、東京都府中市（平成24年7月28日、29日）、兵庫県西宮市（平成24年8月4日、5日）、千葉県四街道市（平成24年8月5日）、三重県松阪市（平成24年8月17日）、愛知県東浦町（平成24年8月18日、19日）、大阪府河内長野市（平成24年8月18日）、兵庫県淡路市（平成24年8月19日）

b.閲覧目的

①のc.と同様

(5)外部評価導入自治体の事例研究

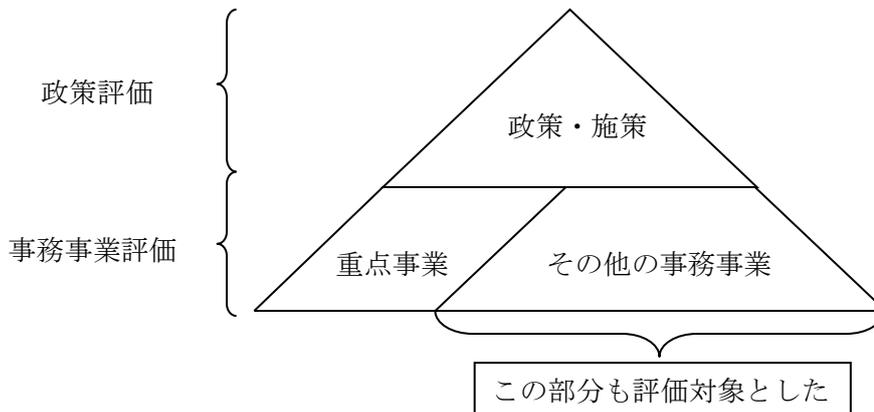
ここでは、まず、実際に行政評価（内部評価）をベースとした外部評価を実践している事例として、福岡市と大野城市を取り上げ、それぞれの概要を説明する。次に、両市の外部評価を比較・検討する。

①福岡市

福岡市は、効率的かつ成果重視の行政運営を行っていくため、平成20年度に、福岡市が推し進める事務事業について、より客観的に評価を行うとともに、具体的な成果が見込める行政評価の手法を検討するために外部評価を試行的に実施した。

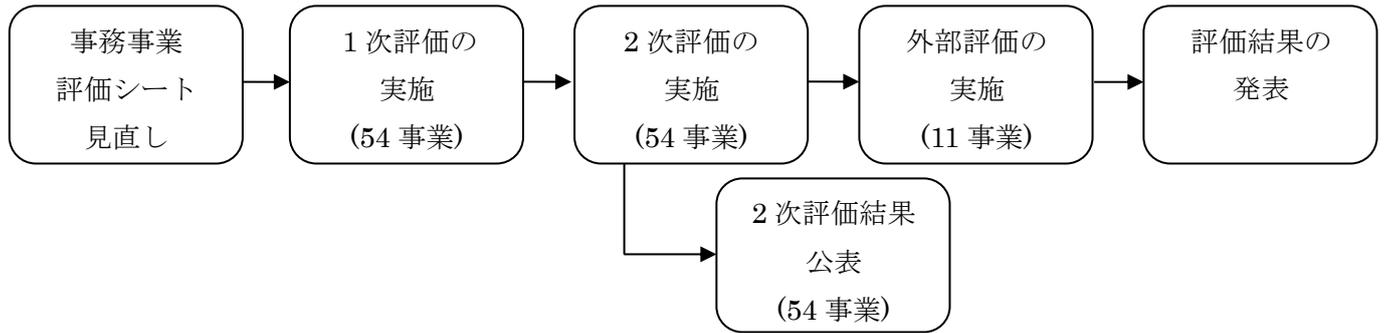
福岡市では、平成16年度より行政評価（事務事業評価）を導入しているが、その中で、「評価が事業所管課の自己評価のみに留まっている」、「事務事業評価の対象が重点事業のみである」、「評価結果を具体的な成果に反映させる仕組みが弱い」という問題意識を持っていた。

そこで、既存の事務事業評価をベースとして外部評価を試行的に実施することにより、外部の視点から問題点を追及してもらおうと同時に、内部ではなかなか提起されない視点から見直すべき点を提言してもらおうことで、行政評価（内部評価）の弱点を克服し、評価結果を行財政改革へとつなげていくことを意識した制度設計を行った。



図表19 平成20年度 福岡市政策体系と評価対象

下図表は、平成 20 年度に試行的に実施された外部評価のプロセスを示したものである。まず、既存の事業所管課が実施する事務事業評価を 1 次評価とし、次に、行政改革課、財政調整課、企画調整部の 3 セクションがコンサルタントの支援を受けながら 2 次評価を実施して、さらに学識経験者や他自治体職員、市民から成る外部評価者による評価を行った。



図表 20 平成 20 年度 福岡市外部評価実施プロセス

a.1 次評価

1 次評価は従来の事務事業評価をベースとしているが、外部評価を導入するに当たり、いくつかの見直しを図った。まず、従来の事務事業評価で評価対象としていた重点事業だけではなく、それ以外の経常事業も評価対象とした。また、評価シートも第三者に事業の内容が把握しやすいように見直した。例えば、政策体系上の位置付けや類似業務を明確にしたり、アウトプット・アウトカム指標や総合評価項目を充実させ、それらの要因分析を義務付けたりした。

なお、平成 20 年度は外部評価を試行的に実施するということもあり、各部局で 2～4 事業を抽出し、計 54 事業を対象として 1 次評価を実施した。

b.2 次評価

事務事業評価を導入している自治体の多くは、事業所管課の評価のみか、上位の所管部局や部長による 2 次的な評価を実施しているが、段階的な評価の過程でその結果が大きく変わることは稀である。

しかし、組織や定数を所管する行政改革課や予算の管理を担当する財政調整課、重点事業をマネジメントする企画調整部が改めて評価を実施して、事業所管課だけで評価を完結させないようにすることで、内部評価であっても、現状の事業の実施方法が最適か否かを幾分か客観的に検討することが可能となった。これに加えて、コンサルタントの視点も取り入れることで、民間的な発想や他の先進自治体での事業の実施方法を考慮した、より多角的な評価を実施できるようになった。

2 次評価に当たっては、3 セクションおよびコンサルタントが 1 次評価シートを事前にチェックするとともに、事業所管課にヒアリングを実施し、評価シート上では把握できない現状や問題点を明らかにした上で、4 者の評価結果を統合した。

c.外部評価

外部評価に当たっては、2 次評価対象事業の中から、1 次評価と 2 次評価の結果に差がある事業や、市民生活に密着した事業で、かつ市民や学識経験者などの意見を聞くことでより客観的な評価が可能となり、事業の見直しにつながると思われる 11 の事業を選定した。

外部評価は、評価会場を出入り自由の完全公開とした上で、市民の面前で実施した。また、傍聴する市民にも外部評価者に配布したのと同じ 2 次評価の評価シートを配布した。

d.外部評価の結果

評価結果を総括すると、事業の現状維持や拡充・継続と判定された事業はなかった。評価対象となった 11 事業の内、4 事業は廃止、3 事業は民間への移管、3 事業は要改善、1 事業は国・県で実施と判定された。

e.評価結果の取り扱い

福岡市では、外部評価の結果について、評価対象事業に対する福岡市としての最終的な判断ではないことを前提としている。ただし、事業を所管する部門においては、評価結果を踏まえて検討・調整をして必要な見直しを図るなど、事業の今後の方向性をホームページ上で公開しなければならないとしている。

f.平成 21 年度以降の外部評価

福岡市では、平成 20 年度の外部評価を受けて、実施方法の一部を変更した。まず、外部評価の候補事業を平成 21 年度

における予算額 500 万円以上の事業すべてとし、5 年間で全対象事業を外部評価の場でチェックすることとした。これにより、一定額以上の予算が付いている事業は、5 年に 1 回は外部評価の対象とされることとなり、必要性や有効性が低い事業に対して外部からの警鐘が得られるスキームが確立された。

また、平成 20 年度は外部評価を年度末に実施したが、平成 21 年度は 10 月下旬に実施した。そのため、事業所管課が当該事業に係る利害関係者や関係部局などとの調整が済んだ事業に関しては、外部評価の結果を予算編成や定数査定に反映させることが可能となった。

g.福岡市の外部評価から学べること

福岡市の外部評価の特徴は、1)既存の行政評価スキームを活用していること、2)評価過程や評価結果の情報公開を徹底していること、3)予算額が 500 万円以上の事業を 5 年間でローリングしていることにある。多くの自治体がこれら 3 つの特徴のいずれかを内包した形式で外部評価を実施していることを考慮すると、福岡市の外部評価は、他自治体を取り入れるべき特徴を網羅しているといえる。

②大野城市

大野城市では平成 16 年度から外部評価を実施している。そのきっかけは、税収が伸び悩み、予算を削減する従来の査定方式に限界を感じていたことにあった。そこで、枠予算制度に切り替えることに伴い、事業の見直しや廃止を検討するための仕組みの 1 つとして、外部評価である「フルコスト計算書による事業の診断」を導入した。ただし、大野城市の手法は純粋な外部評価というよりは、枠予算制度をベースとした予算～決算までの PDCA サイクルの一環として外部評価も導入しているという表現の方が正しい。

ここで枠予算制度とは、各部局単位に予算を配当し、それぞれの部局が必要性を判断しながら予算を独自に組んでいく手法である。「事業のことを最もよく知っているのは所管部門である」というスタンスで、予算の査定権と予算枠内での編成権を部局単位に移譲したのである。

一方、所管部門だけで継続的に事業のチェックを行ったり、改廃したりするのは難しいため、それを補完する手法として外部評価を導入することとなった。

大野城市では、下図表のように、平成 15 年度に各事業所管課が作成する内部評価的なフルコスト計算書を導入し、平成 16 年度には、各部から推薦された若手から中堅クラスの職員による擬似的な外部評価を実施している。そして、平成 17 年度に「職員による評価」から「市民評価委員による評価」に変更し、着実にその評価手法を進化させてきている。

年度	具体的な取り組み事項
平成 15 年度	事業所管課が作成する内部評価的なフルコスト計算書の導入
平成 16 年度	各部から推薦された職員とコンサルタントによる評価の開始
平成 17 年度	「職員による評価」から「市民評価委員による評価」に変更

図表 21 大野城市 外部評価実施の変遷

a.「フルコスト計算書による事業の診断」とは

多くの自治体の行政評価シートは、予算・決算額を記入する形式となっているが、評価結果を予算・決算に反映させて見直す形式とはなっていない。この背景には、行政評価の結果が予算査定に使われることは少なく、事業所管課は予算査定用に別途資料を用意するといった無駄が発生しているという実態がある。

大野城市の場合は、最初から予算～決算の仕組みの中に PDCA サイクルが組み込まれ、Check の部分をフルコスト計算書に担わせる仕組みとなっている。フルコスト計算書というだけあり、予算・決算額だけでなく、人件費や減価償却費などトータルのコストと、費用対効果（対象者 1 人当たりコスト、受益者 1 人当たりコスト、市民 1 人当たりコスト）が網羅的に計算され、記載されている。そして、このフルコスト計算書をベースとしながら外部評価に相当する「診断」を実施していくこととなる。

b.フルコスト計算書の対象

大野城市では、歳出を義務的経費、經常経費、実施計画事業の 3 種類に分けている。義務的経費とは、多くの自治体と

同様に、人件費、扶助費、公債費、一部事務組合負担金などである。また、実施計画事業とは、総合計画などに掲載されている重点的な施策・事業や新規施策的な事業であり、3ヶ年計画として位置付けられている。そして、これらを除いた継続的に実施している事業経費が経常経費である。

経常経費は各部局に枠予算として配当され、その使い方は各部局に委ねられる。大野城市の外部評価では、その使い方が効率的か、また、外部の視点からはどのように見えるのかについて、フルコスト計算書の診断という作業の実施を通して明らかにしていく。

経常経費事業は約400事業あり、すべてを3年間で網羅的に評価することとしている。したがって、年間120～130事業が外部評価の対象となる。

c.外部評価結果への対応

大野城市の外部評価は、評価結果である「診断書」への対応もユニークである。前述のとおり、大野城市の予算編成では、経常経費が枠予算制度の対象となっている。したがって、本来であれば、各部局が主体的かつ裁量的に活用することが認められるはずである。しかし、診断書が出されるとその成果を反映させる必要が出てくる。

具体的には、診断書に記載された改善提案に相当する金額（例えば、1000万円の事業の50%を削減と診断された場合には500万円）を改善時期（例えば、次年度予算時）に予算枠から減額する方法を採っている。したがって、各部局は診断書の結果を無視することもできるが、改善提案相当額の予算は枠予算から削減される以上、他の事業から薄く広く減額分の補填をするか、診断書に従うか、それとも事業そのものを止めてしまうか、受益者負担金を見直すか、国・県からの補助金の活用など歳入を増やす手段を考えるかといったことを自ら判断して、財源を確保することが要請される。

大野城市のフルコスト計算書による診断の最大の特徴は、1つの事業診断によって、その課のすべての事業のあり方を見直すシステムが構築されていることである。これはひとえに、予算～決算のシステムの中に、フルコスト計算書の作成および外部評価に相当する診断の結果を予算に反映する仕組みが内包されていることによるものである。

d.大野城市の外部評価から学べること

行政評価と予算編成の連動は、多くの自治体で目標としては謳われているものの、大野城市のように実際に実行できている自治体は少ない。また、内部業務の見直しは首長の一声で始まることが多いが、大野城市ではボトムアップで開始している。

確かに、予算制度や行政評価は、各自治体の問題意識に沿って導入されるべきであるので、他自治体の手法をそのまま真似ても成功することはないといえる。しかし、大野城市の事例は、予算制度と行政評価との連動を期待しながら絶望している自治体が多い中で、それを当たり前のように実施できていることを証明しており、多くの自治体で大いに参考となるはずである。

③両市の外部評価の比較・検討

前述したとおり、福岡市では外部評価の結果について、評価対象事業に対する福岡市としての最終的な判断ではないことを前提としている。つまり、福岡市の外部評価は、評価への外部関与により行政機関の内からの行動変化を期待する作用であり、政策展開や政策執行体制の変革には到底寄与できないものである。これでは、多様な政策アクターによる政策展開を志向する地域経営は期待できず、行政組織のマネジメントに留まってしまう。それゆえ、外部評価は内部評価結果の客観性を担保するツールとしかなりえない。

一方、大野城市の外部評価には、予算～決算のシステムの中に、フルコスト計算書の作成および外部評価に相当する診断の結果を反映する仕組みが組み込まれており、フルコスト計算書の診断によって、当該課が所管するすべての事業のあり方を見直すシステムが構築されている。そのため、各部局は診断書の結果を無視することもできはするが、改善提案相当額の予算は枠予算から削減される以上、他の事業から薄く広く減額分の補填をしたり、診断書に従ったり、事業そのものを廃止したり、受益者負担金を見直したり、国・県からの補助金の活用など歳入を増やす手段を考えたりせざるを得なくなり、何らかの方法で財源を確保することが要請されることとなる。つまり、まだまだ発展途上ながらも、利害関係者の思惑が複合的かつ複雑に絡み合う事業の改廃を通して、行政機関の長である首長や政策の最終意思決定機関である議会、首長や議員を選択する有権者、政治・行政に政策提言や協働事業を提案する事業者・市民団体などの幅広い行動変化を期待でき、外部評価の政策推進機能を発揮できる可能性を十分に秘めているといえる。

3. 今後の展望

今後、研究を進めていくに当たり、以下の2つのことを念頭に置きたい。

1つ目は、本稿で扱った外部評価と、事業仕分けや審議会、行政評価委員会との関係性や相違点を整理することである。その際、評価対象となる事業が選択されるロジックに焦点を当てたい。

2つ目は、評価過程において、政策アクター間にどのような「情報」が共有される必要があるのかを明らかにすることである。特に、「情報コモンズ」という概念に着目したい。

4. おわりに

森泰吉郎記念研究振興基金を頂戴したことで、非常に恵まれた環境の中で円滑に研究を進めていくことが可能となった。今後は本研究で得られた知見を存分に活かして、社会的意義が多分にある成果を産出できるよう、更に邁進していきたい。

5. 参考文献

- ・天川晃、稲継裕昭『自治体と政策』(2009)財団法人放送大学教育振興会。
- ・石川恵子『地方自治体の業績監査』(2011)中央経済社。
- ・石原俊彦『自治体行政評価ケーススタディ』(2005)東洋経済。
- ・今井賢一、金子郁容『ネットワーク組織論』(1988)岩波書店。
- ・岩渕公二『外部評価の機能とその展開—行政監視と政策推進』(2007)第一法規。
- ・上山信一、伊関友伸『自治体再生戦略—行政評価と経営戦略』(2003)日本評論社。
- ・上山信一『実践・行政評価—事例、解説、そしてQ&A—』(2000)東京法令。
- ・上山信一『「行政経営」の時代—評価から実践へ—』(1999)NTT出版。
- ・上山信一『「行政評価」の時代—経営と顧客の観点から—』(1998)NTT出版。
- ・窪田好男『日本型政策評価としての事務事業評価』(2005)日本評論社。
- ・小島卓弥『自治体の外部評価—事業を見直すための行政評価の活用策』(2010)学陽書房。
- ・滋賀大学事業仕分け研究会／構想日本『自治体の事業仕分け—進め方・活かし方』(2011)学陽書房。
- ・田尾雅夫『市民参加の行政学』(2011)法律文化社。
- ・地方自治研究全巻全号(1985—2012)日本地方自治研究学会。
- ・西尾隆『住民・コミュニティとの協働』(2004)ぎょうせい。
- ・西尾勝『行政評価の潮流—参加型評価システムの可能性—』(2000)財団法人行政管理研究センター。
- ・日本評価研究全巻全号(2001—2011)日本評価学会。
- ・年報自治体学全号(1988—2011)自治体学会。
- ・古川俊一、北大路信郷『公共部門評価の理論と実際—政府から非営利組織まで—』(2001)日本加除出版。
- ・松尾貴巳『自治体の業績管理システム』(2009)中央経済社。
- ・松下圭一『政策型思考と政治』(1991)、東京大学出版会。
- ・村松岐夫『公務員改革の突破口』(2008)東洋経済。
- ・山谷清志『政策評価の実践とその課題—アカウンタビリティのジレンマ』(2006)萌書房。
- ・山本清『自治体経営と政策評価—消極的顧客主義を超えるNPMを—』(2000)公人の友社。

以上